

## 第105回 人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和元年7月23日（火）16:00～17:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

濱口 伸明（神戸大学経済経営研究所所長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課：阿向課長、水澤環境整備企画官ほか

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 国勢調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から、第105回人口・社会統計部会を開催いたします。お忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、7月1日に開催しました前回部会に引き続きまして、国勢調査の変更について審議を行います。本日の部会は18時までを予定しておりますが、予定時間を若干過ぎる可能性があるかと存じます。そのような場合、御予定がある方は、御退席いただいて結構です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。

○井川総務省政策統括官（統計基準担当）付 本日の配布資料は、資料1として、前回部会において整理・報告が求められた事項に対する調査実施者の補足説明資料、資料2-1として前回部会でも配布いたしました審査メモ、資料2-2として審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、参考資料として、7月18日に開催されました第139回統計委員会に報告した前回部会の審議状況を整理した資料と、席上配布資料として、第139回統計委員会における国勢調査関係の意見の要旨、及び資料1に関連し、永瀬委員から事前に御質問及び御意見をいただいておりますので、その資料を配布しております。

資料に過不足等ございましたら、事務局にお申し出ください。事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

続きまして、本日の部会の進め方についてです。本日は、まず前回部会において、委員等から整理・報告が求められた事項につきまして、調査実施者からの補足説明を踏まえて審議した後、残された論点について審議することといたします。

審議に入る前に、先週7月18日開催の統計委員会において、前回部会の審議状況について報告を行った際に、西村委員長から本調査に対する意見がありましたので、その内容について、事務局から紹介してください。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、席上配布資料1を御覧ください。

先週の統計委員会におきまして、西村委員長から、「今回の調査事項の変更について、その方向性については賛同する。また、今回のオンライン調査の実施方法の見直しについては、前回調査の経験を踏まえ、地方公共団体や統計調査員の実査負担の軽減を図ろうとするものであり、その趣旨は理解するが、オンライン調査の推進のため、前回調査や試験調査の結果のより詳細な分析を行い、更なる改善の余地がないか、引き続き検討をお願いしたい。更に、オンライン調査推進のためには、広報がとりわけ重要となることから、具体的な広報の方策について、確認・審議をお願いしたい」との御意見がありました。

以上です。

○白波瀬部会長 ただ今の統計委員会における御意見につきましては、各論点に係る審議を行う中で、併せて検討することとします。

それでは、審議に入ります。まず、資料1に基づき、前回部会において整理・報告が求められた事項について審議を行います。

前回部会では、1点目として、「教育」の状況を把握する調査事項に関し、第1次試験調査と並行して実施したアンケート調査の結果、また、今回の変更を踏まえた「調査票の記入のしかた」の内容等について、2点目として、「住宅の建て方」を把握する調査事項に関し、社会福祉施設等の入所者についての集計内容や、災害発生後に建てられる仮設住宅の「住宅の建て方」における区分・整理について、3点目として、調査方法の変更に関連して、前回調査や試験調査の結果においてみられた調査票回収方法の地域差についての要因分析や、オンライン調査推進のための具体的な広報の内容について、調査実施者に整理・報告を求めたところです。

このうち、広報については、本日審議予定の「第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況」に関連する事項のため、その際、併せて審議したいと思います。それ以外の点について、総務省から追加説明をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 総務省統計調査部でございます。委員の皆様方、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料1に基づきまして御説明申し上げたいと思います。前回、宿題としていただきました、まず1ページ目ですが、第1次試験調査と並行して行いましたアンケート

調査結果についての状況でございまして、表1、表2に第1次試験調査の結果を付けています。

参考までに2ページ目に、第2次試験調査の結果も付けていますが、記入しにくいと御回答いただいたものは、表1を見ていただきますと分かりますとおり、15.9%となっています。これは全員が学歴記入の抵抗感とか、記入状況の区分が分からないとされているわけではないので、その状況は下に記載しておりますが、加味しましても、全体の3%ないし4%という状況になっています。

したがいまして、このような方々に向けて記入の仕方、それからFAQとか、コールセンターなどのサポートといったことにつきましては、しっかりと対応していく必要があるかと考えていますが、調査項目としての設定については支障なく、十分設定可能と考えているところです。

続きまして、ページをめくっていただきまして、3ページになります。記入の仕方においてどうなっているかですが、特に学校の区分の関係です。今回、別紙としまして5ページに、第3次試験調査のものを添付しています。

これは御覧いただきますと分かるかと思いますが、調査票で区分しております学校の種類、学校の区分がございまして、それを実際の学校の種類に応じて対応表を、記入の仕方で示しています。前回も御議論がございました新制、旧制の違いも含めて、特に旧制小学校の区分も明確に示していますので、対応表としましては紛れのないものになっていると考えています。

また大学院につきましては、修士相当課程の修了の場合を大学院の卒業と整理していただきまして、博士修了までの課程構成はバリエーションが幾つかございますが、いずれも修士相当課程の学位を授与されますので、大学院卒業に関します紛れも生じにくいと考えています。

いずれにしましても、学校の区分や調査票の設計は明確に整理できていると考えていますが、調査世帯に対しまして補足する説明につきましては、引き続き世帯において紛れがないよう、より分かりやすいものとなるよう、説明の工夫を図っていきたいと考えているところです。

4ページに戻っていただきたいと思いますが、関連で、年齢別の小学校、中学校の卒業の回答割合について、表5と表6に付けさせていただきます。小学校の卒業につきましては、特に戦前の卒業世代でございまして80歳以上で一定の割合が出てくる状況になっています。ほかの年齢で見ると、小学校卒業は少ない状況になっていますが、80歳以上のところで多くなっておりまして、また小学校、中学校の割合も御覧のとおりです。1次、2次の両試験とも同じ傾向が見られるところでして、この点御議論がございましたが、調査世帯からしますと、確認、対応ができていますと考えられます。

続きまして、6ページにお進みいただければと思います。社会福祉施設等の入居者に関する調査票の回答、それからどのような統計が作成されるかということです。御承知のとおり、国勢調査は世帯の種類を大きく一般世帯と、施設等の世帯に二分してございまして、施設等の世帯につきましては、学校の寮・寄宿舎、それから病院・療養所の入所者、

それから老人ホーム等の社会施設の入所者、その他と区分されてまいります。

これら施設等の世帯につきましては、御質問のありました調査の仕方ですが、棟ごとに居住者をまとめて1世帯として計上してしまっていて、調査の仕方としては、訪問する調査員、それから施設職員などを通じまして、調査票を居住者、入所者お一人お一人に配布して調査を行っています。

世帯の種類、住居の種類の関係を表7にまとめておりますが、これは特に社会施設に入所、居住される方々の整理表となっております。特別養護老人ホームや有料老人ホームなど、いわゆる高齢者専用の社会施設に居住される方々につきましては、一般に、老人ホーム等の社会施設の入所者に区分されまして、住居の種類につきましては、その他に区分する整理となっております。

こうした施設等の世帯、特に高齢者の状況につきましては、国勢調査におきましては、このページの後段に、どういう統計表があるか記載しています。人口等基本集計の第6表、それから第8-1表、就業状態等基本集計の第12表、人口移動集計の第14表という形で、年齢、配偶関係、就業状態、5年前の常住地等の重要基礎事項について集計を行っているところです。

続きまして、7ページに参りまして、仮設住宅についてです。前回仮設住宅の御質問がございましたが、国勢調査では仮設か否かは調査事項ではありませんで、住宅の建て方につきましては、その仮設住宅がどのような建築がなされているかによりまして、一戸建て、それから長屋建てなどに区分されています。

東日本大震災の影響につきましては、この仮設住宅ではなくて、本委員会で御審議を頂戴いたしまして、調査事項として追加いたしました、現在の住居における居住期間、それと5年前の住居の所在地などを使いまして、震災前後の人口移動の状況を分析し、私どもからも統計トピックスとして公表しています。

そちらにつきましては本日の資料の12ページ以降に、私どもから公表しているものを付けさせていただいておりますが、本日、説明は割愛させていただきたいと思っております。後ほど御覧いただければ幸いです。

次のページに参りまして、8ページです。調査方法の変更に関するものでございまして、前回調査で、郡部の調査員回収の割合が高いことについて御質問を頂戴しておりますが、結論から申し上げますと、市町村での郵送提出の導入の有無が影響しているところです。郵送提出につきましては、ポストの数など立地条件がそれぞれの自治体で異なっていますので、郵送提出の方法の採用の適否は、地域の実情に応じ、市町村長において判断をしています。

前回調査では約300の市町村で郵送提出の導入を見送っています。その大半、約9割の自治体は郡部の町村でしたので、その分郵送回収の割合が下がって、調査員回収の割合が高くなっているということです。

続いて、後段のこのページの真ん中ほどから②としまして、政令指定都市での聞き取りの割合が、前回21.3%と2割を超える状況でしたが、この高くなっていることの要因です。キーワードとしましては2つ考えております。1つは共同住宅、もう一つが単身世帯です。

まず住宅の建て方から見ていきたいと思いますが、表8に、1次試験調査での回収方法の割合を掲載していますが、これを見ていただきますと、一戸建ての多い地域が、聞き取りの割合が7.4%になっているのに対しまして、オートロックマンションなど民営の賃貸住宅が多い地域、それからワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域で見ますと、それぞれ27.2%、38.7%ということで、やはりこの共同住宅が、これまでも調査環境という意味では困難度が高いとされていたところでございますが、聞き取りの割合が高い傾向が見られるところです。政令市の場合ですと、6割以上がこの共同住宅にお住まいということもありまして、聞き取り率が高くなる要因の一つと考えているところです。

次のページ、9ページで、世帯人員別で見た場合と記載しておりますが、こちらの表10を御覧いただきたいと思いますが、単身世帯、それから世帯人員が2、3、4、5人以上と出していますが、2人、3人、4人、5人以上のところは大体6～7%前後の聞き取り率になっていますが、単身世帯を見ていただきますと46%ということで、実は先ほどのオートロックマンションとかワンルームと相通じるところ、重なるところがあるかと思いますが、5割近い聞き取り率となっています。やはりこちらも政令市の場合でいきますと、単身世帯の割合が郡部と比べて高くなっていますので、政令市での聞き取り率が高い要因の一つと考えているところです。

続きまして、10ページです。2次試験調査の検証結果で、今申し上げました聞き取りの割合が、調査方法Aとしたものでは30.9%、調査方法Bとしたのが61%となっていて、特にBの方が高い割合を示していたわけなのですが、これについての要因ということですが、

まず2次試験調査につきましては、AとBの記載をしておりますが、方法論の比較、有意性を見たということではなく、あくまでも調査手順の実証的確認、それからオンライン回答状況の改善効果の確認などを行うことを目的として行ったものです。

前回の平成27年調査で、オンライン回答率が低いところ、それから調査困難地域を対象に、やはり来年実施します国勢調査も同じような地域が出てまいりますので、これに対してどういう効果があるかを見たわけなのですが、調査方法Bが聞き取り率61%になっている理由は、方法論によってこういうふうにならなくなったということではなくて、高い地域を適用した方法がBだったということで御理解いただければと思います。

具体的にはどういうところかと申しますと、ちょうどここは大都市圏での検証を行った地区でして、具体的には名古屋市港区、それから大阪市浪速区の一部です。特徴としましては、先ほども出てまいりましたが、オートロックマンション、それからワンルームといった共同住宅が多くて、日中訪問しましても、不在世帯が多いといった特性がある地域です。調査員の面会が非常に困難な地域でした。

結局このような地域では、オンラインや調査の方法論で画期的な改善が見られるということではなく、対応としましては、広報を含めた別なアプローチが不可欠だと考えているところです。

次のページ、11ページです。前回の平成27年のオンライン回答率が、80歳以上で70歳代よりも率が高くなるという状況がございましたが、その要因についてということで、男女別の差があるかという御指摘をいただきました。

大変恐縮でございますが、平成27年調査は、男女別、年齢階級別の分析データが残っておりません。このため、今回、図1と図2を御用意しました。見比べていただきたいと思っております。図1が平成27年の年齢別のオンライン回答割合になっています。図2が第1次試験調査を行ったときの年齢階級別のオンライン回答割合になっています。実は全く同じような傾向があって、80～84歳、85歳以上で、どんどんオンライン回答率が上がってくる状況が第1次試験調査でも見られています。

こちらは男女別に分解しまして、お示ししたのが表12となっています。これを見ていただきますと、まず男性は、加齢に伴いましてオンライン回答率が、60～64歳が31%であったのがどんどん下がってきまして、75～79歳で横ばいに入るといった感じが見て取れます。一方で女性の場合は、60～64歳は23.8%と、男性と比べてやや低い状況ですが、ここから同じく加齢に伴いまして少し落ち始めますが、やはり全体で見たときと同じように、80歳代からまた回答率が上がってくる。

サンプルサイズの問題で、女性の中でこういう傾向があるのかということは、分からないところなのですが、ただはっきりと申し上げられることは、年齢が高いところで男女を比較いたしますと、どうもやはり女性の方の回答率が男性よりは高くなるという傾向です。

もう一つ、これはこの試験調査とかではなくて、人口統計的に申し上げますと、女性の方が高齢者になってまいりますと、男女比での割合は高くなってきますので、この高いオンライン回答率の方に全体で言えば寄ってくるという形になってまいります。もしかすると女性の中でも年齢が高くなると上がるという効果があるかもしれませんが、それを除いても、女性の方が男性より高く、構成比でも女性の割合が高くなるので、年齢が80歳代に上がってくると、オンライン回答率がどんどん高くなる状況が見られるところです。

大変早口で申し上げましたが、前回からいただいている宿題への回答の説明でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

続きまして、事前に永瀬委員から、この関連事項について、追加で御質問と御意見をいただいておりますので、この内容について事務局から紹介をお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、席上配布資料2を御覧いただきたいと思っております。2点ほど御質問と御意見をいただいておりますので、その内容につきまして御紹介させていただきます。

まず1点目ですが、社会福祉施設等に入居している高齢者については、どのような集計が行われているのか御提示いただきたいとの御質問をいただきました。これにつきましては、幾つか集計している表がありますが、その一例としまして、この資料の中段に、1表ですが、掲載させていただいております。

また、2点目としまして、高齢者の住まいの状況が大きく変化している中で、住居の種類について、明確な基準を定めた上で、どれだけの人数がどういうところに住んでいるのかといった実態を明らかにすることには大きな意義があるのではないかと、との御意見をいただきました。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。永瀬委員から、この御質問につきまして、補足や追加の御発言があればお願いします。

○永瀬委員 この度は、色々と表を用意していただきありがとうございました。私が伺いたかったことは、特別養護老人ホームですか老人ホームと、あるいは、もう少し中間的な施設も今増えているのかなと思っていまして、例えば、ある棟の上の方の階はかなり自由に入出りできる独立した住居に近いが、介護の人も頼めば来てくれるという形になっていて、下の方の階は、例えば、出入口もかなり勝手に出にくい、介護が非常にされているような施設になっている。

そうすると、上の方はアパートに近いような形ですけど、下の方はいわゆる社会福祉施設等のような、その辺の定義がどうなっているのかということと、全くのアパートと、多少のヘルプがあるアパートと、非常に深いヘルプがあるアパートは、これから高齢者が大変増えていく中で把握することは、政策的にも重要なのではないかなと思ったので、その辺をどのように区別されているのかについて教えていただきたいということです。また、かつては間借りとかがすごく重要な住み方だったと思いますが、今はすごく減ってしまっていて、むしろ高齢者がどういうところに住んでいるのかということが、これから非常に重要になっていくように思いますので、そこについて、もう少し分かった方が良いのではないかと、という意見です。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 委員からの御指摘はほんとうにごもつともだと思っております。調査票の適用は先ほど御説明しましたように、社会施設かどうかしっかり見きわめていきますので、その紛れはございません。むしろ色々な社会福祉施設においても、提供される施設のサービス、またそれに応じました施設に多くの種類がございますので、このようなものを区分できれば、それは分析しようとしたら非常に有意なものであるということについては全く同意であるのですが、これは統計調査全般に言えることだと思いますが、調査事項につきましては、継続性であるとか、記入負担であるとか、このようなことを考えなくてはいけないほかに、現実的な問題として御理解いただきたいことが主に2つございます。

1つはやはり調査票の紙面の制約でございます。国勢調査のA4の調査票の中に、どれだけ調査項目を設定できるかと言いますと、大分大きな文字を求められる中で、実際には小さくせざるを得なくなってきておりますので、なかなか今以上に追加できる余裕もないということもございます。

もう一つは、やはり調査事項の専門性が、動員する調査員の規模に見合ったものでなければならぬということもございます。例えば専門性を有する調査員数百名で調査することになれば、かなり細かな区分の調査はできるかもしれませんが、国勢調査のように調査員70万人規模の調査となってしまうと、現実的にそれは難しいものでございまして、この点やはり御理解いただく必要があるかなと思っております。

このような課題は、(個別調査の議論の機会では無く)統計全体でほかの機会にどのように調査するのかということも含めて検討すべき話かもしれませんが、国勢調査におきまし

ては、なかなかその点は難しいことは御理解いただければと思います。

○永瀬委員 確認の質問なのですが、先ほど申しましたように、1つのマンションの中で、上の方は非常にマンションに近いけれど、多少、介護の人を頼めば受付で派遣してくれる。下の方は食堂も一緒だし、お風呂にも入れてくれるような場合、上の方はアパートになるのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 すみません、今お話しいただいている内容で判断できるかどうかは分かりませんが、今のお話から想定いたしますと、その「下」とおっしゃっているところは、恐らく社会福祉施設そのものなのだろうと思います。

問題は「上」のところはどういう施設なのかです。同じ建物の中に入っていて、サービス利用ができることはあるかもしれませんが、一般の住宅であれば、通常の共同住宅としての調査をすることになりますし、形態が緩やかながら、やはり社会福祉施設なのだといたしますと、それは社会福祉施設としての調査をすることになりますして、その実態に合わせた形で調査をしていく、定義を当てはめていくことになるかと思えます。

○永瀬委員 その定義とは、どんな定義になっているのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 分かりやすく言いますと、社会福祉施設か社会施設かどうかというところではっきりと分かれています。

○永瀬委員 それでは、運営者が社会福祉施設であれば、少し独立性のある住宅であっても、それは社会福祉施設になるということですか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 社会福祉施設ということになります。

○永瀬委員 それでは、例えば、サービス付き高齢者住宅のように、運営者が民間で、ヘルプがついているような場合は、どうなるのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 これも有料老人ホームといったものもあるかと思えますので、その場合は社会福祉施設、そして社会施設としてカウントされることになっています。

○永瀬委員 私もあまり詳しくないのですが、サービス付き高齢者住宅というものは、アパートに類似のものもあるような気がするのです。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 あると思います。

○永瀬委員 その場合はアパートになるのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 そうなります。

○白波瀬部会長 恐らく、その施設は、かなりニッチなところに踏み込むと、施設そのものの調査ということになりますので、多分、永瀬委員の御質問は、施設かどうかという形の定義だけでは分かりにくい状況が少しずつ増えているが、そういう場合にはどう対応するのですかという御質問だったと理解しました。その中で、施設のどの辺りを明らかにしていくのかということと、分からない時にマニュアルなどで、調査員にどういう対応を指示しているのかが一番重要なところだと思うのです。それについては、今のようなケースも、ケア付き高齢者住宅とか色々あるのですが、その辺りは、一応、マニュアルの中で明記されているということなのですね。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 そうですね。繰り返しになりますが、社

会施設かどうかということですので、先ほどのサービス付き高齢者住宅も、有料老人ホームとしての登録があるものにつきましては社会施設になりますので、そのような調査をするということです。

○白波瀬部会長 実態からということもありますが、登録の内容から場合分けと言いますか、カテゴリーで分けているということですね。

○永瀬委員 次回の調査の企画の時には、もう少し、あらかじめ調査して、実際にどういう分類があるのかと考えることも必要なのではないのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 そこはおっしゃるとおりだと思います。あとは先ほど申しましたように、紙面の制約、それから調査員の規模の問題から、国勢調査に適用できるかということだろうと思います。

○白波瀬部会長 間に入って申し訳ないのですが、このように色々多様化している老人福祉関連施設について、その実態がどうかということは、多分、国勢調査のこの一つの調査事項の中で検討するというよりも、そもそも施設調査というところで色々な実態を挙げて、その中でカテゴリー別とか内容を検討していただくというところで、まずは御了解いただいた方がよいと思います。ここで課題として持っていくには、全体から言うと、かなり厳しいかなという気がいたします。

色々な世帯の状況が違ってきますので、御意見はもちろん、悉皆調査としての世帯調査という位置付けでの問題提起としては受けとめたいと思うのですが、その辺りについては、御意見として承るにとどめたいと思います。

○永瀬委員 分かりました。それでは、意見として申し上げたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

あと1点、調査実施者から回答という形で表が提示してあるのですが、どちらかというと、永瀬委員の御真意は、後半の意見の方にあったように思いますが、よろしいでしょうか。

○永瀬委員 表は色々教えていただきましたので、拝見いたしました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、これで一応御対応いただいたということでよろしく願いいたします。

前回部会での御意見のところに戻りたいのですが、効率的にさっと流していただいたところなのですが、一つ一つということで、まず「教育」の状況に関連した確認事項につきまして御回答いただきましたので、嶋崎委員、お願いします。

○嶋崎委員 丁寧に説明いただきありがとうございました。1つだけ確認させていただきまします。前回のこの検証結果、審査メモに対する回答の3ページで、「教育」の状況の最終学歴の記入不備が1割あったということでした。そのつながりで見ますと、「記入しやすさ」の回答として「記入しにくい」とした方たちは、「記入していない」と考えられるのでしょうか。必ずしもそうではないのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 それは必ずしも記入をしていないということではございません。

○嶋崎委員 分かりました。年齢それぞれに、やはり記入しにくい場合、少し抵抗がある、それから当てはまるのか分からない、その分布がこのようであると理解いたしました。

それから、4ページですと、80歳以上のところの小学卒の比率も、恐らく、この出生コーホートごとに対応した形になっていると理解いたしました。

そして、専門学校・専修学校等については、文部省令で定められた規定の学校ということ意識してしまっておりましたので、今回のこの記入の仕方で、文部省令校でない場合は、見合った形に区分を読み替えるということだと分かりました。以上感想ですが、一応その回答の内容は理解いたしました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。濱口委員、何かございますか。

○濱口専門委員 記入しにくい理由として、記入に抵抗があるということは、いかんともしがたいところだと思いますが、どこに当てはまるのか分からないという方が、まだ2割程度いらっしゃるというところなのです。今回、別紙で示していただいている、この教育の種類について、随分、懇切丁寧に説明されているとは思いますが、なおまだ2割いるという現実をどう受けとめられて、改善の方法があり得るのかどうか、どう分析されているのか、お伺いしたいと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 ありがとうございます。この2割というものは、あくまでも「記入しにくい」と答えていただいた方での2割ですので、16%の更に2割となりますから、全体ではかなり少ない数になるかと思えます。

ただその場合でも、やはり分からないという方々がいらっしゃるわけですから、これはほかの項目もそうですが、しっかりとサポートしていく必要性があります。調査票を見たらすぐ分かるのが一番良いのですが、それがなかなか分かりづらくなりますと、先ほどのとおり紙面の関係もございますので、ここで申し上げました記入の仕方、この中でしっかり説明をしていく、更にはFAQという形でネットでも検索できますし、コールセンターを用意させていただきまして、分からないところのサポートをしっかりとしていきたいと考えています。

○濱口専門委員 例えば、オンライン回答の場合、何か紙の調査票ではできないようなサービスというものは可能なのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 そうですね。オンラインの場合ですと、この記入の仕方に相当するものを画面に表示できますので、オンラインの場合は、より分かりやすく、回答しながら解説していくことができると考えています。

○濱口専門委員 その辺りも、広報の話はまた後ほど議論されると思うのですが、オンライン回答のメリットとして強調されるのが良いかなと思います。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、「教育」の状況につきましては、ただ今のような状況と整理いたします。ただ、記入の仕方については、お示しいただいたような種類の例示が並んでいて、被調査者の方に探してもらおうとした時に、多分、この2割の「どの学校の種類にあてはまるのかわからない」人ということなのですが、意外と多いので、もし工夫ができれば、何かお考え願

いたいと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 こちらについて、我々の方で最後まで考えていきます。

○白波瀬部会長 どうかよろしく願いいたします。

それでは次に、「住宅の建て方」に関連した確認事項なのですが、御意見いかがでしょうか。永瀬委員、前回の際の御質問への回答について何かございますか。

○永瀬委員 先ほど大体伺いましたけど、棟ごとにまとめて1つという場合の棟というのは、独立して建っているものということですか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 そうです。建物ごとと御理解いただければと思います。

○白波瀬部会長 濱口委員、いかがですか。

○濱口専門委員 私は疑問に十分答えていただけたと思いますし、回答者の方で分からなければ、質問したら、このように教えてもらえるのであれば、大丈夫だと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、3点目です。調査方法の変更関係の確認事項について、何か御意見ございますか。濱口委員、このテーマで御質問がありました、この回答でよろしいですか。

○濱口専門委員 そうですね。この点については、特に私の方からはございません。

○白波瀬部会長 永瀬委員、いかがですか。

○永瀬委員 単身世帯の回答率の低さと言いますか、聞き取りに行かざるを得ない割合の高さを拝見して、どのように次回広報していくのかは、かなり大変なことだと思っております。

○嶋崎委員 今回の第1次試験調査の場合には、何回も行くことをしていないわけですよね。本番のときには、第1次試験調査の何倍ぐらい督促と言いましょうか、世帯へのアプローチをするのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 そこは後ほど御説明をさせていただきますが、基本的には3回、種類を分けたアプローチがございます。いずれにしてもオンラインも郵送も、調査員にお渡しすることもなく、回答が得られない方々に関しましては、最終的に調査員が行って督促をかけていくということでございますが、それでも残って来る世帯は、やはり聞き取りになってまいります。

試験調査ですので、本番のときよりはどうしても、聞き取り率は高くなっていますが、傾向的には幾分か割り引いても、共同住宅、もしくは単身世帯というところは若い方々が多いこともありまして、どういうアプローチをしていくかが重要なところで、残念ながらオンラインを用意したから抜本的な解消になるかと言うと、そんなことはなくて、回答につなげていく何か、広報を含めて工夫が必要だと認識しています。

○嶋崎委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、これら3件につきましては、ただ今の御説明に対して、特に問題はないと整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、資料2-1の審査メモに沿って、残された論点についての審議に入ります。審査メモの11ページの「イ 調査世帯一覧及び調査区要図の変更」について、事務局から説明をお願いします。

**○山崎総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** それでは、資料2-1の審査メモの11ページを御覧ください。こちらの調査世帯一覧及び調査区要図につきましては、調査計画に記載されておりますが、この調査世帯一覧については、調査員記入事項のため、調査事項とは位置付けられておりません。

こちらの11ページの審査メモの図の部分の部分を御覧いただきたいと思いますが、今回の変更計画では、調査世帯一覧のうち「A 一般の世帯、30人未満の施設等の世帯について」という欄の「指導員使用」欄、下が現行で上が変更案になりますが、下の方にある「(10) 指導員使用」欄及び、次の2ページにまたがって恐縮なのですが、「B 1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯について」という欄を削除するほか、様式上の表記を一部変更する計画です。

また、調査区要図についても、様式上の表記を一部、現行が調査区の「区域」となっているところを調査区の「所在地」と変更する予定です。

このうち、最初の調査世帯一覧において削除する「B 1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯について」という欄は、後ほど審議を行う集計事項のうち、抽出速報集計を作成するために用いていたものですが、今回調査から、これを廃止することに伴い、削除するものです。

また、調査世帯一覧と調査区要図の表記の一部変更については、調査員が当該様式を作成するに当たって、紛れが生じないようにするために変更するものです。

これらにつきましては、調査員事務の簡素化を図るとともに、調査員による記入の正確性の確保等に寄与するものであることから、おおむね適切と考えられますが、変更による集計業務等への影響について確認する論点を設けております。

事務局からの説明は以上です。

**○白波瀬部会長** それでは、総務省統計局から、論点に対する回答をお願いします。

**○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長** 集計等に支障が生じないかという論点をいただいております。今、事務局から御説明いただきましたとおりでして、変更理由は大きく2つです。1つは、抽出速報集計に用いていた欄について、その集計廃止によって不要となるため、その欄自体を削除しますということと、調査員の誤記入等の防止のために、分かりやすく欄の見直しを行ったということですので、これ自体がその集計等に支障を来すことはないと考えております。以上です。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

調査実施の現場ということで、東京都、あるいは大阪府から、この点につきまして、何か御意見ありますでしょうか。それでは、東京都、どうぞ。

**○間船東京都総務局統計部人口統計課長** こちらの調査員、指導員の記入する欄については、調査員、指導員ともなかなか負担が重いという意見も聞いておりますので、そこを分

かりやすくしていただくことは、良い方向かなと認識しています。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。大阪府、いかがですか。

○辰巳大阪府総務部統計課課長 大阪府も同様の意見です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、基本的によろしいのではないかという御意見はいただいたのですが、現在、調査結果を取りまとめ中の第3次試験調査の結果も踏まえて再度確認させていただきたく、現時点では案の形とさせていただき、適当ではないかということではありますが、9月2日に予定されております次回の部会で、最終的に確認を行いたいと思います。

続きまして、審査メモ13ページの「報告を求める期間の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○山崎総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 続きまして、「報告を求める期間の変更」について説明いたします。前回の平成27年調査では、オンライン回答率向上の観点から、オンライン回答用IDを先に配布し、オンライン回答のみ可能とする期間を設け、後日、オンライン回答のなかった世帯に紙の調査票を配布する方法としたため、報告者の回答期間の十分な確保とともに、調査関係書類の配り分けや紙の調査票を配布する報告者の選別等に要する調査員の作業期間を考慮して、調査実施期間を長目に設定しておりました。

しかしながら、今回調査では、前回部会で御審議いただきましたとおり、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布するよう変更することに伴い、調査実施期間を短縮し、調査開始日を9月10日から9月14日に繰り下げる計画です。

また、前回調査では、平成27年9月に発生した豪雨災害により甚大な被害が生じた、茨城県の常総市における調査票の提出期限を延長する措置を講じたところですが、今回調査の実施に当たっては、その影響を考慮する必要性が乏しくなったことから、当該規定を削除する計画です。

これらにつきましては、調査方法の変更及び災害による影響の減少を踏まえて変更するものであり、おおむね適当と考えられますが、報告者負担や調査員・地方公共団体における事務負担等の観点から見て適当かなど、2つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、総務省から論点に対する回答をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 それでは、資料2-2、私どもからの回答の23ページを御覧いただければと思います。この23ページに、前回調査と今回調査のスケジュールの違い、スケジュールの線表を付けています。2段になっておりますが、上側が前回平成27年（2015年）の調査の実施スケジュールになっております。下側が来年令和2年（2020年）の調査スケジュールです。10月1日調査期日というのが赤で両方に記載されていますが、この前後で見比べていただきますと、調査スケジュールの前回と今回の違いが分かりやすいのではないかと思います。

まず、10月1日の調査期日前につきましては、ピンク色に網かけされた矢印の数を御覧い

ただきたいと思います。平成27年（2015年）調査におきましては、このピンクの網かけの矢印が3個あるかと思っています。これは何かと申しますと、調査員が調査世帯を訪問するタイミングと活動期間を示したものでして、前回平成27年調査ではこれが3つございます。

最初の訪問ではオンライン回答用のIDを配っていきます。これでまず1回。その後、再びオンライン回答促進のリーフレットを配布しまして、オンライン回答の勧奨、誘導を行ってまいります。これで2回目になりますが、その後、9月24日のところから3つ目の矢印が入ってまいりまして、先ほどの2回の訪問でオンライン回答をいただければ、それで終了になるのですが、オンラインでの回答がない場合は、調査員が調査票を配布に行くということになりまして、3回目の世帯訪問をするという形になっています。

これが今回の下側の欄内の矢印を見ていただきますと分かりますとおり、オンライン回答用のIDと、それから調査票を同時に最初の段階から配ってまいります。調査世帯への訪問はその1回になってくるということですので、調査員からしますと事務の負担軽減が大きく実現できることになってまいります。

それから前回のスケジュール、9月20～24日のところに青の点線の矢印が入っております。これは何かと申しますと、最初のオンライン回答を促した後、実際にオンラインで回答されているのがどの世帯なのかを判別しまして、どこが返ってきていないかを市町村から調査員にお伝えする期間とタイミングになっています。これが前回現場で相当の煩雑さを呼んだところでして、今回はそれがございませんので、現場での事務の混乱の回避、負担の軽減が実現できると考えています。

調査期日後では、先ほど嶋崎委員が回数をお聞きになりましたが、オレンジ色の矢印の「調査員回収（7日間）」というのが前回あるかと思っています。その後、「確認状の配布 ※全世帯に配布」がありまして、最後「督促・聞き取り調査」があって、全部で3つ矢印があるかと思っています。下の図も実は、赤の矢印、ピンク色の矢印が1つありまして、これと並行して「調査員回収」も下の方にありますが、続けて10月7日以降に「調査員回収」というのがあって、最後に同じく「督促・聞き取り調査」というのがありますので、やはり調査期日後に3回訪問となっています。

違いは何かと申しますと、先ほどと同じようにピンク色の矢印の位置を御覧ください。前回は、10月1日の調査期日から1週間たった後、調査員による回収が行われ、その後に「確認状の配布」というのを行っています。今回は、この確認状の配布に相当するのが、下に目を移していただきますと、「回答確認リーフレットの配布」と記載しておりますが、これが前回の「確認状の配布」に相当するところですので、調査期日直後にこれを行うということです。

これによりまして、ここで何をしていくかと申しますと、最初にオンライン回答できるようになっていますので、オンライン回答していただいた方々への御礼と、それからオンライン回答した方はもしかすると、回答した後、10月1日までに、内容の変更が入っているかもしれませんので、その場合は修正のお願いをさせていただきます。それからもちろん、まだ回答していない方がいらっしゃるので、調査票の回答をお願いしますと、この3つの意味を込めまして、回答確認リーフレットを全世帯に配りまして、未回答の方々の抑

制を早目に図っていこうと考えています。

それから、違いが何かと申しますと、上と下で違いがあるのが、先ほども出てまいりましたが、青の点線のもので、これは何かと申しますと、未回答世帯、結局まだ回答がされていない世帯がどこなのかを、市町村から調査員にお伝えしていく、伝達していくタイミングと期間です。これが前回と今回を比べますとタイミングが早くなって、かつ時間的にも期間的にも、2日間ではありますが余裕を持たせています。このような市町村から調査員への伝達は、結構オペレーションが煩雑かつ複雑になってまいりますので、間違いがないように、慌てないように、しっかりと時間をとりたいと考えています。

そして最後、督促のタイミングですが、前回よりも早く督促に入りまして、かつ時間も2日間長くとしています。

以上のように、しっかりと調査票の回収を、最後は調査員ということになりますけど、この調査員の活動期間の最後の部分も長くとっていきたいと考えています。

ページをめくっていただきまして、25ページを御覧ください。それぞれの回収方法の前回と来年行います今回の国勢調査の設定の違いを、表24に掲げてあります。オンラインによる回収が11日間から24日間、郵送による回収は10日間から3日短くなりまして7日間、調査員による回収が7日間から15日間ということで、オペレーションを簡略化しまして、特にオンライン、それから調査員回収に係る時間を、より多く費やせるような形をとっているのが今回の特徴です。

次のページ、26ページに移っていただきまして、いろいろな観点から見た今回の調査実施期間の変更は妥当かということです。各種観点から見ましたスケジュールの妥当性については、今申し上げさせていただきましてことについて、我々もこの統計委員会の委員方にお諮りする前に有識者会議を開きまして、外部の先生方からの御意見も賜り、また地方公共団体とは実務検討会を開催してまいりまして、一緒に考えてきたところです。更には試験調査を行って、最終的な整理をしてきているところでして、現時点で適切、妥当な調査実施スケジュールと考えているところです。説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。まさしく調査実務ということで、大阪府の方から、何かありますでしょうか。

○辰巳大阪府総務部統計課課長 基本的には調査期間をゆったりと取っていただいている部分がありますので、調査をやりやすくなっているとは思いますが。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。東京都、いかがですか。

○間船東京都総務局統計部人口統計課長 調査期間の方は、随分見直しをしていただいて、ありがとうございます。ただ、前回と期間の設定が変わってまいりますので、例えば、調査開始前の調査員・指導員への事務説明会の日程といった部分も含めて、あとは未回答世帯の伝達方法等、細かいところで今後円滑に進められるように、しっかりと連携を図って調整させていただきたいと思っています。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、この点につきまして、委員の皆様方、何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、適当と整理させていただきます。よろしいでしょう

か。ありがとうございます。

続きまして、審査メモの14ページの「(5) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更」から、16ページの「(6) その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)」までについて、事務局から説明をお願いいたします。

**○山崎総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官** それでは、続きまして、(5)及び(6)について説明いたします。

最初の「(5) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更」についてです。前回調査では、オンライン調査の全国展開などに伴い、産業及び職業の機械的な符号格付が可能となるなど、事務処理の効率化等が図られた結果、調査実施から調査結果の最終公表まで、期間が約8か月短縮されております。更に、それまで異なる時期に公表していた集計事項を統合・再編し、一体的かつ同時に公表することとしたところです。

今回調査では、このように前回調査において最終公表までの期間が大幅に短縮された結果、利活用ニーズが乏しくなった抽出速報集計を廃止するとともに、世帯構造等基本集計に係る集計事項を他の集計区分に移行するなど集計体系を見直し、集計業務の効率化を図ることにより、基本集計等の公表時期をそれぞれ1か月程度早期化する計画です。

また、集計事項についても、前回部会で御審議いただきました「住宅の床面積の合計」の削除や、「教育」の状況に関する選択肢の追加に加え、結果表の地域表章区分の変更ですとか、利活用上の利便性等を考慮した結果表の分割・統合等を行う計画です。

これらにつきましては、政策課題を検討するための有用な情報を提供するとともに、統計利用者のニーズにも広く応えようとするものであることから、おおむね適切と考えられますが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、更なる集計事項の充実を図る余地はないかなど、論点を6つに整理しております。

続きまして、「(6) その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)」についてです。前回調査では、東日本大震災の影響により、調査実施が困難な市町村が一部見られたことから、当該市町村における調査方法等について、地域の実情を勘案し、総務大臣が別途定める方法により実施することを可能としたところです。

今回調査の実施に当たっては、引き続き、東日本大震災の影響を考慮する必要性が乏しくなったことから、当該措置を削除することとしているものです。これにつきましては、災害による影響の減少を踏まえて変更するものであり、今回の変更計画としては適切と考えていることから、特に論点は設定しておりません。

事務局からは以上です。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。それでは、総務省から論点に対する回答をお願いいたします。

**○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長** それでは、先ほど御説明させていただきました資料2-2、私どもからの回答の27ページを御覧いただきたいと思います。また併せて本日は、集計表の関連の御説明の附属資料といたしまして、別紙を付けさせていただいておりますので、併せてそれも隣に置いて見ていただければと思います。

今回の集計の特徴ですが、ポイントとしましては3点ございまして、抽出速報集計の廃

止、それから世帯構造等基本集計の再編、3番目としまして、1か月早期化していくということです。

まず、1番目の論点になりますが、抽出速報集計についてこれまでどのように利活用されてきたのか、支障はないのかという御質問です。国勢調査の場合、非常に大量のデータとなっておりまして、調査実施日から集計完了までは長い期間を要しています。前回平成22年（2010年）の大規模調査になりますが、3年1か月かかっています。

そのため、早期の結果利用ニーズに応えるという観点から、抽出速報集計を行ってきております。具体的には、職産小分類の結果を必要とするI-O（産業連関表）を、抽出速報集計の大口ユーザー、政府内の提供ターゲットとして出しているところもございました。

ところが平成27年（2015年）調査のときには、集計機関である統計センターの方でもかなり御努力、御尽力いただきまして、集計期間を、3年1か月から2年3か月まで10か月、約1年近い大幅な短縮を行ったところでした。

こうした公表早期化によりまして、そもそもありました、この抽出速報集計の意義というの薄れてきただけではなく、実は大口ユーザーと先ほど申し上げました産業連関表にとっては、この抽出速報集計は必要なくなったということで、実際使われていません。

こうしたこともありまして、抽出速報集計自体を出す意義はかなり小さくなっているのですが、これがもしなかったら統計表として成立しないのかと言いますと、全てその後の基本集計等で確報が公表されていきますので、廃止によって統計がなくなるということにはなっていません。このため支障が生じることはないと考えておりますし、確報となる基本集計が更に1か月早期化されるということもありまして、この点に関しては、むしろメリットの方が大きいのではないかと考えています。

続いて2つ目の論点になりますが、一つ一つの集計表の整理に関しましては、各集計表の利活用ニーズについて、e-Statにおけますアクセス数を基に評価をしています。主たる集計事項が他の集計表で代替可能であって、利用実績が少ない統計表については廃止の対象に含めて検討したところでした。その結果、集計表の統廃合の整理を行ってきているところです。

3点目ですが、こちらが世帯構造等基本集計の再編に係る論点でございまして、この関係がどうなっているかということです。別紙1を御覧ください。1～3ページ目までが、この世帯構造等基本集計の再編関係を示しています。

どの集計区分に行くかということの対応づけをしておりますが、御覧いただきますとおり、全てどこかに組み込んでおりますので、統計自体がなくなることもございませぬし、先ほど申し上げましたが、集計期間を早めている、更には早い対応区分の中に入りますと、以前より数か月早く出ることになっておりますので、利活用の面で遜色なく、むしろ利便性は高くなる改善と考えております。

次に28ページに入らせていただきます。4番目の論点としまして、地域表章区分の変更理由が何かということです。地域表章区分の変更、市町村別の統計とかを一覧で出していくときに、市部、郡部といったような欄も設けておりました。これを廃止するという話なのですが、もう市区町村合併が進んで、郡部を構成する町村は大幅に減ってきております

し、これまでどちらかと言いますとこの集計区分は、昔の紙の場合、全て電卓を使用して計算しておりましたのでなかなか時間がかかってしまいますので、まとめて市部が幾ら、郡部が幾らという数字を出していたわけなのですが、今もう御利用はデータベース、それからエクセルでということが中心であり、計算自体もうもちろん簡単にできる話ですので、この区分の数字自体は廃止させていただきますが、計算は可能ですので、利活用の面での支障はないと考えております。

続きまして、5番目の論点としまして、集計表の追加、分割、統合についてです。具体的な表の一覧、それから様式のイメージにつきましては、先ほど見ていただきました、別紙4ページ以降が、追加、分割、それから統合の形を示したものです。

追加につきましては4ページを御覧いただくと一番分かりやすいと思います。4ページの一番上に網かけしていない白色の箇所があるかと思いますが、これは何かと言いますと、今回新しく見直します学歴について、第16表は各歳とのクロス、性別とのクロスを入れた表を新しく作るということと、それから第17表は職産分類とのクロスをしたものを新しく作るということです。正に今回の調査事項の見直しの趣旨に照らしましても、適当な追加ではないか、分析がよく可能な表になると考えております。

分割につきましてはその後ですが、結局異なる集計区分を並列で組み合わせていたものを、それぞれ単独の表に独立させるということとして、利用する方からしますと、全く異なるものが混在している状態から、集計・分析対象に合わせて表を選択できるので、むしろ利用しやすくなっていくと考えております。

最後が6番目の論点です。十分かつ適当なものとなっているか、更なる改善の余地はないかということですが、基本的に今回の集計につきましては、これまでの国勢調査の集計を引き継ぎつつ、利用しやすい形に再編し、また新しく見直した調査事項に対して追加の集計区分を設けているところとして、十分かつ適当な形になっているのではないかと考えております。

また集計も約1か月の公表の早期化を見込んでおりまして、業務の改善にも資する取組になると考えております。説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。濱口委員、どうぞ。

○濱口専門委員 にわかに全部理解することは難しいのですが、結局、調査項目自体がなくなってしまったものに関しては、集計表から取り除かれることは当然かと思いますが、そうではない部分で、単に集計の組替え等で、これまであったものがなくなるものがあるのかどうか、そういうのも出てくるということですか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 それもでございます。それは先ほど申しましたように、通常ですと、国勢調査は、公表後大体6か月間、基本でe-Stat、ネットでの利用実績を見ていきますと、平均的な月間アクセスで多いもものは8,000～1万件ぐらいの実績がありますが、例えば100件を下回るものとか100件台といったものはかなり少ない方になってまいります。これしかないといった表は残していきますが、主な集計事項が他で見ることができるよう表は廃止の対象として考えております。

また、就業状態等基本集計につきましては、全体がそこまでのアクセス数になりませんので、先ほど100件台とか100件以内と申し上げましたが、大体20件ぐらいの月間利用とかになってきますと、これは少ないかなということで、廃止検討の対象として検討していきます。

○濱口専門委員 分かりました。それから、先ほどありました市部・郡部の集計の廃止については、妥当な御判断だなと思いました。以上です。

○白波瀬部会長 今回の点なのですが、要するに、具体的なデータを基に統廃合と言いますか、整理されるとのことです。整理される方向性は良いと思うのです。そうした整理をしませんと増え続けるばかりとなって、非常に煩雑になりますので。ただ、その基礎になったデータの情報が全然ないので、全体の案として、廃止するものは大体何表で、その場合の目安となったe-Statアクセス数が何かあれば良いのではないかと思います。実際に作業されているわけですので、お示し頂ければ、説得力が増すように思うのですけれど、いかがでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 全くそのとおりだと思いますので、次回、対応させていただきます。

○白波瀬部会長 追加で作業をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 大変失礼いたしました。

○白波瀬部会長 あとはよろしいですか。

○嶋崎委員 そのデータを拝見することはできますでしょうか。追加でいただければ。

○白波瀬部会長 はい。利用者の立場からという点では、濱口委員が一番お考えがあるかもしれません。何かありますか。

○濱口専門委員 非常にマイナーな利用者は必ずいるとは思いますが、文句を言う人は出てくるとは思うのですが、全てに答えられるわけではないと思えますし、それは仕方がないのかなという気がします。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 そうですね。やはり国勢調査は必ず利用者はいらっしゃるにしまして、全く利用されない表というものはないのですが、資料は次回お示しさせていただきたいと思えます。あとは、正に統計法が以前改正されまして、2次利用のスキームも出てまいりますので、そういったスキームなども活用いただきながら、統計利用をしていただければと思っています。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。永瀬委員。

○永瀬委員 前にも言ったかもしれないのですが、年齢を5歳階級別に集計するとき、最高が85歳で切れているところが結構あるのですが、85歳の後も5歳階級別にあった方が、利用できるものが多いのではないかなと思えますが、その辺はよろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○永井総務省統計局統計調査部国勢統計課審査担当課長補佐 年齢階級につきましては、表によって使い方が変わっておりまして、ある程度数があるものであれば各歳別で、一番上が100歳以上ですとか110歳以上という刻みにしております。5歳階級のものですと、85歳以上というところで切っているものも多いのですが、やはりあまり細かいクロスでなけ

れば、5歳階級のもので110歳以上とかそういったものもありますので、全てではないのですが、ある程度対応させていただいております。もちろんその辺りは調査結果を見て、検討させていただければと思います。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

○永瀬委員 よろしく申し上げます。例えば、国勢調査の表6について御紹介いただいたので拝見しましたが、85歳以上で切れていましたので。

○永井総務省統計局統計調査部国勢統計課審査担当課長補佐 あちらは表8-1ですと各歳がありまして、100歳以上まで表章しています。ただ施設の対象が広がりますが、そういったものもございまして、組み合わせ使っていただくとか、あとはどうしても数が少なくなってまいりますので、ああいった形での表章としております。

○永瀬委員 いろいろ御事情はあると思いますが、高齢者の人数はかなり増えていきますので、昔と違って区分を増やしても、それほど大きな問題にならないかもしれません。特に高齢者の生活がどうなっているのかは、よく最近論文も執筆して欲しいと言われるのですが、85歳以上だと分からないこともあり、あるいは利用しにくいとか、自分で計算しなくてはならないこともあるかもしれませんので、御検討の方、よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 引き続き検討だと思うのですが、一応、現段階では適当ということにいたします。クロス集計項目が増えることで、セルに該当する数値が小さくなるなど、色々御事情があったりしますので、この辺りは本当にそれぞれの問題意識があって、どこまで対応していくのかは、若干難しいのではないかと思います。

ただ、その辺りは、できるだけ有効な情報を皆様にe-Statの形で出すという、その意味は非常に高いと思うのです。少なくとも、そのときに、完全ではないが、一つ一つ気分で行っているのではないことを、やはりネット上で簡単にでも、何か利用者に御理解いただけるような説明があると良いかもしれないですね。

人口学的には、伝統的にも、85歳のところで「以上」とすることは一つ定番かなと私自身は考えますが、高齢化していますので、それ以上の年齢も無視できないという御意見について、引き続き御検討よろしく願いいたします。

この御提案につきまして、御意見はよろしいですか。

それでは、これらの点につきましては、適当と整理させて頂きたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、審査メモの17ページの「2 諮問第68号の答申 国勢調査の変更について」における今後の課題への対応状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○山崎総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、「諮問第68号の答申 国勢調査の変更について」における今後の課題への対応状況について説明します。

本調査につきましては、前回の平成27年調査において、オンライン調査の全国展開など、重要な変更が多数行われたことを踏まえ、平成26年10月の前回調査に関する統計委員会の答申において、次回調査の企画に当たっては、調査方法や調査事項等について、平成27年調査の実施状況を慎重かつ丁寧に精査・検証するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ

た検討を行い、その結果を適切に調査計画に反映するよう求められているところです。

これについて、総務省統計局は、前回調査の検証・分析結果を踏まえ、今回調査の計画に反映したとしております。これらにつきましては、当該課題に一定の対応を図るものとして、おおむね適当と考えられますが、当該検証・検討結果を踏まえ、今回調査において更なる対応を図る必要はないかなど、論点を3つ整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、総務省から論点に対する回答をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 それでは、私どもから回答させていただきます。先ほどの資料2-2、29ページを御覧ください。5年前の答申でいただきました課題への対応状況ですが、前回平成27年（2015年）調査におきます調査事項、調査方法の変更の有効性、どのように分析・評価しているか、5つの点について御回答申し上げます。

1点目がオンライン調査についてです。前回初めて全国展開を行いまして、回答全体の36.9%がオンライン回答という結果でした。紙の調査票と違ってリアルタイムでのチェックが行われ、未記入項目があると送信できない仕組みに設定していますので、記入精度は空欄で出てくる可能性がある紙の調査票よりは高く、調査票回収後に行います自治体での審査事務の軽減にもつながったと考えています。

回答する世帯の方も、いつでもどこでも御回答できるということで、利便性があるものです。特に調査が難しい若年層では、オンラインが選択されていますので、次回、来年の国勢調査におきましても、引き続き全国で導入していきたいと考えています。

他方調査票配布の方法につきましては、前回、オンラインのIDのみを先行して配布する2段階配布方式を採用いたしましたが、先ほど御説明したとおり、現場のオペレーションを煩雑にさせる要因でもあり、トラブルも続出したところでもあります。オンライン回答率を高める方策である一方、こうした事務のオペレーションの複雑さを招くものでもありますので、この方法で今回も実施しますと、調査員確保もままならない状況でして、地方公共団体からの御意見、御要望も踏まえて、先ほどのスケジュールで説明しましたとおり、今回は調査票とIDを同時に配布する方法に改めていきたいと考えています。

2点目ですが、任意封入方式の導入について御説明します。調査票を世帯から調査員に渡すときの方法なのですが、平成22年調査の時には完全封入ということで、全部封筒に入れてのり付けして調査員に渡していただくという方法だったのですが、平成27年調査は、世帯の任意としたことで、記入不備、未記入状況を現場で改善できる余地もございましたので、自治体からも任意封入の要望が出されているところでもございます。これは前回実施してみて、それでよかったと思っておりますので、次回もそのようにしたいと考えています。

次のページをめくっていただきまして、郵送回収方式の市町村長による採否です。これは先ほど、町村部、郡部で調査員回収が高くなった要因のところでも御説明しましたが、郵送回収方式については、自治体での御判断、地域の実情を踏まえた選択制としたところです。正に調査の現場の状況は地域によって違ってまいりますので、これは自治体、現場の

御判断を尊重していきたいと考えており、引き続き自治体の判断による導入という整理としたいと考えています。

4番目、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託ですが、集合住宅や社会施設の調査は、外部の調査員が訪問して行うよりは、そのマンションに常駐されていらっしゃる管理人や管理会社、それから老人ホームの施設運営会社の職員が行った方が良い場合があります。これまでですと、ただでお願いするわけにもいかないという話もあり、では、調査員となっただけといたとしても、その会社の社員でもあったりして、なかなか実はそうした形式をとるのが難しかったわけなのですが、前回調査ではそれが可能となるような法的整備を行い、約3割の自治体はそのスキームを活用していただいたところです。

市は半数以上がそのスキームを利用いただきまして、難しいとされます集合住宅や社会施設の調査に対しまして、自治体が選択できる、利用できるカードの一つでもありますので、引き続きこの制度を維持、充実させていきたいと考えています。

それから、次の31ページ、東日本大震災による人口移動等を把握することに伴う調査事項の変更です。前回調査は簡易調査年でしたが、東日本大震災の後の初めての国勢調査ということもありましたので、本来大規模調査の調査事項である「現在の住居における居住期間」、それから「5年前の住居の所在地」の2つを追加したところです。

併せて「住宅の床面積」の事項を削除しましたが、追加の方につきましては、先ほども御説明しましたが、分析、それから公表もさせていただきまして、皆様からの利用もいただいているところでして、この統計委員会で御審議いただいて追加しました事項は適切であったと考えています。

また一方で住宅の床面積も、もう既に前回の審議の中で御説明申し上げましたが、きちんと調査自体は行われていますので、例えば住宅・土地統計調査もそれなしで実施されていますので、この削除については、今回も引き続いてそのようにしたいと考えています。

最後、前回答申における今後の課題への対応として、十分かつ適切となっているか、更なる対応を図る余地はないかですが、前回の実績を踏まえて、正に今回の調査のスケジュールを考えてきているところでして、しっかりと前回の変更内容を踏まえた内容になっていると考えています。

まだ1年ございますので、私どももしっかりと取り組んでいきまして、また地方公共団体の皆様方の意見をいただきながら、一緒になって課題解決の取組を更に進めていきたいと考えているところです。説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。濱口委員、どうぞ。

○濱口専門委員 ただ今御説明いただいた中で、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等に関して、これは特に都市部の今まで説明いただいたようなオートロックといった状況に対して、回収を容易にする現実的な解決策だなどは思うのですが、他方、取り越し苦労かもしれませんが、2つの点で問題提起したいと思います。

1つは、管理人さんであったり、老人ホーム等の管理者であったりという、個人情報ややはりその住人にとっては気になることであり、特に封入されていない場合に調査

員がチェックできるということですが、その情報が管理者に知れてしまうところが気になる、そういう懸念を持つ回答者がいるのではないかと思います。そういった抵抗は、全くの他人であった今までの回収者である調査員に対する場合よりも強いのではないかということ懸念します。

他方、特に老人ホームにおいて、管理者は、ある程度その住人の個人情報を持っていますので、適当に記入してしまっ出てしまうこともひょっとしたら起こり得るという点も懸念されますが、その点については検討されましたでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 ありがとうございます。委員が御指摘のようなところは、一律に申し上げられるような状況ではありませんで、地域もしくは施設もしくは建物にそれぞれの特徴がございまして、正に近い人であるからこそやりやすい場合があれば、その逆のパターンもございまして、これは自治体それぞれで御判断いただきながら、また社会施設につきましても、例えばかなり高齢の方々が入所していれば、やはり施設の方がサポートしながら調査票を記入いただいた方が、実ほうまくいくというパターンもありますし、高年齢といえども年齢層がまだ若い方であれば、むしろ逆にお渡しして記載してもらった方が良いパターンがありますから、それは現場の状況に合わせて御対応いただくことになると思っております。

その中でもプライバシーに関しましては、先ほど封入の話をいたしました、私どもは、今手元に持ってきていますが、こういう封筒の中に、更に調査票を入れていただくための封筒を御用意しておきまして、この中に調査票を折って入れて、のり付けしていただき、例えば管理人が調査員の場合もそれをお渡ししていただければ、この封入を開封することは絶対にありませんので、秘密の保持には万全を期した形と言えらるかと思っております。

いずれにしても、単に存在として近い方が調査員をやった方が良いかどうかは、それぞれの地域なり建物の状況によりましますので、自治体の御判断、現状を見ていただきながら、どういった調査員を配置するかを考えていくことだと思っております。

○白波瀬部会長 追加と言いますか、今の濱口委員の御意見については、近いか、遠いかという話もあるのですが、やはり一律に倫理規定できちんと念書をとるとか、そういった制度があるのかどうかということかと思っております。つまり、もちろん調査票への記入をサポートしてあげるといことと、勝手に記載するということは、やはり全然違って、勝手に記載した場合は、かなり問題になるわけです。

ですから、そういう想定し得る場面を一応検討しているということは非常に重要だと思っておりますので、ただ単に委託という形で問題解決されたと言いますか、オートロックでずっとアクセスできないということが長年の懸念でしたから、そういう意味では、非常に第一歩だと思うのですが、そこでまた違った属性の方に調査員となつていただくという、この状況を、一般の調査員というところから、もう一回見直して位置付けていただく必要は私はあるのではないかなと思っておりますので、その点御説明いただけますか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 これはほんとうに、ある種コンプライアンスの問題なのですが。

○白波瀬部会長 そうですね。確かに。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 これはつい数か月前も、色々国会の中でも御議論いただいた話でもあり、この関係は私どももしっかりと対応していかないと、現場の方々に任せておけば良いかという、そうではない部分もあり、調査員の方々にコンプライアンスをしっかりと行っていただくことは、調査員説明会なども通じながらしっかりとお伝えし、教育していくことが大事だと考えております。法的には御承知の統計法の法的な整備もあり、これは国家公務員に該当いたしますので、調査員の秘密保持についてはやらないといけません。

集合住宅のところは委託契約となつてまいりますが、いずれにしましても、知り得た事実についての法的な整備と法的な位置付けは統計法でもされておりますし、コンプライアンスについては、その場合であっても当然求めていかなければならないと思います。

○白波瀬部会長 そうですね。やはり最終的にコンプライアンスの問題になってくるので、できるだけ対応していただくことになるかと思ひます。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 これだけではなくて、いろいろなものがありますので。

○白波瀬部会長 そうですね。ただ、やはり前広に御対応いただかないと。この辺り、実務の観点からいかがでしょうか。東京都、大阪府、この辺り何か御意見とか御要望とかございますか。それでは東京都、どうぞ。

○間船東京都総務局統計部人口統計課課長 管理人に調査員業務を委託するに当たっては、市区町村の方でも説明をきちんとしているかとは思ひのですが、具体的な問題としては、前回からこの委託契約制度が始まって、市区町村としては、できればこうした調査困難なオートロックマンション等は、管理人の方に調査していただいた方がうまく円滑に進むということで進めていきたいところなのですが、まだ管理会社の方で引き受けていただけるケースがあまりない状況でございます。そういったコンプライアンスの問題もあるかと思ひますが、引き続き、この制度を拡充させていただきたいなと思ひております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。大阪府、お願いいたします。

○辰巳大阪府総務部統計課課長 大阪府でも、やはり制度的にはなかなか入っていけないオートロックマンションとかがありますので、おっしゃるように契約とかで、市町村の在り方をきっちり説明する必要はあると思ひのですが、こういう制度は、調査をきっちり行っていくという段階においても必要だと思ひますので、その辺はお申し出をいただいて実施していきたいと思ひます。

○白波瀬部会長 いかがですか。広報ということで、しっかりと対応をお願いできますでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 はい。

○白波瀬部会長 よろしくお願ひいたします。この件については、ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、このような形で整理させていただきたいと思ひます。よろしく御了承ください。ありがとうございました。

続きまして、審査メモの19ページの「3 第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○山崎総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモの19ページの「3 第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について」です。

本調査につきましては、第Ⅲ期基本計画において、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策の検討、調査票回収方法の多様化に伴い増加した地方公共団体の事務負担軽減方策の検討、それから、広報の一層の充実化によるオンライン回答率の向上等に対する理解増進、この3点について、検討・実施するよう求められているところです。

これを踏まえて、総務省統計局からは、審査メモに記載のとおり、それぞれ対応を図ることとしております。これらにつきましては、当該課題に対して一定の対応を図るものとして、おおむね適切と考えられますが、更なる取組の余地はないかということで、4つの論点を整理しております。事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、総務省から論点に対する回答をお願いします。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 それでは、資料の32ページをお開きください。32ページ、「3 第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について」ということで、第Ⅲ期基本計画におけます指摘として、3点御質問をいただいております。

まず1点目、前回調査における不在世帯への取組内容、それから今回調査における大学や企業への協力依頼、若年層を訴求対象とした広報媒体ということです。

まず不在世帯についてですが、前回、平成27年（2015年）調査におきましては、オートロックマンション等に事前周知のためのポスターやリーフレットを作成しまして、マンション関係団体等をはじめ、国、それから都道府県、市町村で多段階的に幅広く展開してきたところです。今回調査におきましても、調査前年となります本年からこうした協力依頼を、具体的には、今年の8月上旬にもマンション関係団体や社会施設団体に御参画いただきます、我々総務省政務をトップとしました会議を開催し、協力依頼、広報を展開していきたいと考えています。

このほかにも御質問がございます、大学などの教育団体、企業などの経済界、労働関係への協力依頼も今年度から開始をしていきまして、来年行います調査実施年の広報へつなげていく展開を図っていききたいと考えています。

広報媒体の選定につきましては、前回調査の効果測定検証においては、テレビCM、新聞広告、インターネットでの広告展開の順で認知度が高い結果となっています。若年層につきましては、特にインターネットでの認知度が新聞よりも一恐らく新聞を定期購読していないというのものもあるのかもしれませんが—高いというのがございまして、試験調査の結果では、オンライン回答に占めますスマートフォンの回答というものが割合が増加しているところでした、若年者層に関しましては、スマートフォンのSNSアプリでの広告掲載といったところも検討の対象として考えていきたいと思っています。

2番目になりますが、オンライン調査の利用方策として、前回調査では具体的にどのよ

うな方策を講じたのかということと、自治体ではどんなことが取組事例としてあったのか、更なる取組の余地はないかという御意見を頂戴しています。

前回調査におきまして、オンライン調査は全国展開を初めて行いまして、ある種手探りの部分もございました。オンライン調査の利用促進に当たりましては、新聞、テレビ、ラジオといった各種広報媒体を通じ、当時「スマート国勢調査！」というキャッチフレーズを用いて、積極的に展開してきたところです。広報だけでなく、実際に調査世帯に配布する関係書類におきましても、オンライン調査を誘導する資料作成を行うほか、自治体に対しましては、オンライン回答率が高い団体を表彰するなど、実施側、回答側双方に対し、オンラインの促進を進めてきたところです。

自治体も、各自治体の広報媒体、広報紙やホームページを活用いただいたほか、独自にオンライン回答のブースを設置していただいて、地域住民の方々がそこに問合せればオンライン回答をサポートしてもらいながら回答していただけたとか、またオンライン回答の啓発イベントをそれぞれで開催して頂くなど、ほんとうに手探りでありながらも、それぞれの地域が実情に即した創意工夫を施しまして、普及促進に取り組んでいただいたところです。

正に前は初めてでしたので、それぞれが工夫していったわけなのですが、次回調査はそうした成功事例が積み重なってきていますので、今度はそうした事例を横展開していく段階かなと考えています。地域に合った普及促進を、前回実績を踏まえながら、様々な事例を皆様で共有していただきながら、横展開を図っていきたくと考えています。

33ページを御覧下さい。地方公共団体の事務負担軽減策として、前回調査で実施しました民間事業者による郵送提出された調査票の一括処理とは、具体的にどのようなものか、当該業務について、具体的にどのような迅速化を図る予定なのか、更なる取組の余地はないかという御質問、御意見です。

前回調査におきましては、今申し上げましたとおり、民間事業者によります郵送提出された調査票の一括処理を行っています。前は調査員調査による調査票回収、郵送回収に加え、オンライン調査を全国展開したということで、先ほどから申し上げていますとおり、自治体におけますオペレーションは格段に複雑、煩雑になりました。

このため、市町村に郵送提出されず調査票の受付・整理事務の軽減を図るという観点から、調査票の提出状況をオンラインと併せて一元化することとしまして、前回調査では全国の郵送提出された調査票を、一旦我々で一元的に受け付け、それを整理し、仕分けして、市町村に返すという形で、総務省が契約しました民間事業者でその事務を行ったところです。

その業務フローを、ここにお示ししています。受付・整理をやりまして、QRコードを読み取って、どこの調査区のどこの世帯から郵送で回収されてきたかを集約します。別途オンラインで回収されてきた調査票もコンピューターのシステムで管理されていますので、それを郵送と合わせてセットしました。そうすると、どの世帯から回答がまだ返ってきていないのかがわかりますので、これをフィードバックしていきます。調査票自体は後ほど市町村で審査をいただく必要性がございますので、市町村の方にお渡ししたということで

す。

このような業務フローを行ったわけですが、先ほど申しましたとおり初めて実施しましたので、ある種手探りのところがありまして、実際実施してみて分かったことなどもございます。例えば、どの時点でどれくらいの回答のピークが来るかは、やはり実際に実施してみて初めて分かるところで、33ページの後段の「課題を踏まえた対応」の中に記載しておりますが、郵送提出された数は全部で約2,000万通弱、1,950万通です。

1日当たりの数が、一番の繁忙期ですと、約186万通、200万通ぐらい出てきますから、これをどう処理するかは、正にどれくらいの人員をそのタイミングで用意するかによってきまして、その配分が少し足りなければ、業務の停滞が起き、市町村へのフィードバックも遅れてしまうことにつながってまいります。

このように経験値として得たところでもありますので、次回調査の際にはちょうど東京では東京オリンピック・パラリンピックもあり、色々な場所の確保がなかなか制約も起きたりしてまいりますし、拠点につきましては複数拠点、最低でも東日本、西日本といった形で分散させ、また人員配置も流動的になることを考えていきたいと思っています。

最後に、34ページです。本調査の広報として、これまで具体的にどのような取組を行ってきたのか、更なる有効かつ効果的な取組の余地はないかということです。こちらにつきましては既に調査前年となります本年から、協力依頼の広報展開を始めています。来年がいよいよ本調査の広報の本番となりますが、テレビCM、新聞広告、インターネット広告等の各種メディアをフル動員しました総合的な展開を図っていく予定です。

特にオンライン回答の推進につきましては、今回の調査でも広報の中軸だと考えていまして、先ほどから申し上げていますテレビCMのほか、インターネット広告を充実させ、若者向けにはSNSのアプリへの広告掲載なども検討しています。

また、聞き取りの箇所でも御説明しましたが、オンライン回答につながるまでのところをうまく誘導していく必要があるかと思っておりますので、今年度から始めてまいります各種団体への協力依頼、広報展開の中で、しっかりとその点を結び付けられるような広報展開を行って、オンラインの回答につなげてゆくように、前段の取組をしっかりと実施していきたいと考えています。簡単でございますが以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。嶋崎委員。

○嶋崎委員 広報について、特に若年層に向けてのスマートフォンでの広報に力を入れるということで、賛成いたします。オンラインでの調査を学生向けで毎年行っているのですが、一つの特徴は、督促が来ると、その瞬間回答が急増して、その後すぐに減ってしまいます。そこで、むしろ実施期間中に定期的に広報するほうが効果があると考えます。事前の広報はあまり意味がないように思います。期間中に、しつこく被調査者の目に入るように媒体固有の工夫をなさんと良いと思います。以上です。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。永瀬委員。

○永瀬委員 教育団体や経済・労働団体等に聞き取りするとあるのですが、若年の方た

ちにも聞き取ると良いのかなという気もするのです。政府広報がどのぐらい若い人に届くかは、やはり若い人からも、どうやったら良いのかとか、印象も含めて、聞き取りされて、少しでも回収が高まるようにされるのが良いと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課課長 ありがとうございます。正にそのとおりだと思っておりますので、そのような展開をしていきたいと考えております。

○白波瀬部会長 濱口委員、何かありますか。

○濱口専門委員 やはりオンラインをいかに広めていくかが非常に重要なことで、広報では、このことの意義と言いますか、まずコスト削減ということであり、またその結果、集計までの時間の短縮、つまり政策に反映させるまでのタイムラグの短縮ということで、国民一人一人がそれに協力できるというモチベーションをしっかりと与えていただきたいと思っております。

それから、事務拠点の複数化ですか、これは是非実施していただきたいと思っております。これは全面的に賛成いたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

私から2点ほどなのですが、最終的に答申をどのような形でということはあるのですが、先ほども出ましたように、オートロックマンションとかで調査員業務の委託について、もちろん始まっておりますけれども、まだ十分ではありませんので、ある意味別の広報と言いますか、やり方ということなのですが、これはやはり引き続き油断しないで実施していただきたいと思っておりますので、そのところは答申に何か入れていただけると、次の確認につながるのかなとは思っております。

2点目ですが、今回の調査方法が前回とは違って、IDと調査票を同時配布ですので、そういう意味では、前回から調査方法が変更されるわけですが、その辺りにつきましても、改善して変更されるわけですが、その効果については、まだオンラインの回答率は、8割、9割まで到達しているわけでもありませんので、引き続きしっかりモニタリングして、結果検証についても広く公表しながら進めていただきたいと思っておりますので、その点についても答申に入れさせていただきたいなどは考えております。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しました議題は無事終わりました。本日の審議は、ここまでとさせていただきます。効率的な審議に御協力いただきまして大変ありがとうございます。御礼申し上げます。

若干、次回部会において、データとして出していきたいという要望がありましたので、その点につきましては御対応をお願いいたします。

本日の審議内容につきまして、追加で御質問、あるいはお気づきの等ございましたら、短時間で恐縮でございますが、来週7月30日の火曜日までに、事務局までメールにより御連絡いただければと思います。

また、次の審議を効率的に行うため、今日の議論を含めて何かお気づきの点がありましたら、御連絡ください。

それでは、次の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

○井川総務省政策統括官（統計基準担当）付 次回の部会は、9月2日の14時から開催い

たします。会場につきましては、本日と同じ6階特別会議室を予定しております。次回は、本日の審議事項で改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、現在、調査結果を取りまとめ中の第3次試験調査結果も踏まえて、今回の変更計画の適否について最終確認したいと考えております。

なお、委員及び専門委員の皆様におかれましては、本日お配りした資料につきまして、お荷物になるようであれば席上に置いたままにいただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上に御用意いたします。事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局からメールにて照会いたしますので、御確認をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。大変ありがとうございました。